



2018.10.20
第244号

京滋地区私立大学
教職員組合連合

発行
も執筆者の一人である新版
『大学教職員のための権利ハ
ンドブック』（以下、新版
『権利ハンドブック』）は、
京滋私大教連結成三十周年
(二〇一六年)を記念して発
刊の準備を進めてきましたが、
毎年のように改正される労働
関連法への対応を考え盛り込
む等していったため、今年（二
〇一八年五月）ようやく発刊
することができました。

発刊後も法改正は続いてお
り、大きな動きとしては、先
の国会で「働き方改革関連法」
が成立し（六月二九日）、來
年四月一日から施行されるこ
とがあります。関連法の施行
にあたっての細則やガイドラ
インがこれから整備されてい

CONTENTS

- 1～3頁 加盟組合代表者会議学習会報告
- 4～5頁 教職員の権利侵害とのたたかい
- 6頁 【トピック】
事業者に労働者の労働時間の把握義務を課す
- 7頁 人事評価制度導入をめぐる問題
- 8頁 企画案内・編集後記

〒602-8469 京都市上京区中筋通浄福寺西入中宮町311

TEL075-415-1092 FAX075-415-1093

E-mail:kfpu@ari.bekkoame.ne.jp URL:<http://www.bekkoame.ne.jp/kfpu>

【七・一九加盟組合代表者会議学習会】

新版『大学教職員のための権利ハンドブック』

◆新版『権利ハンドブック』 と「働き方改革」

立命館大学の佐藤です。私も執筆者の一人である新版『大学教職員のための権利ハンドブック』（以下、新版『権利ハンドブック』）は、京滋私大教連結成三十周年（二〇一六年）を記念して発刊の準備を進めてきましたが、毎年のように改正される労働関連法への対応を考え盛り込む等していったため、今年（二〇一八年五月）ようやく発刊することができました。

発刊後も法改正は続いており、大きな動きとしては、先の国会で「働き方改革関連法」が成立し（六月二九日）、来年四月一日から施行されることがあります。関連法の施行にあたっての細則やガイドラインがこれから整備されてい

くことになりますが、その内容は大学教職員に対しても影響を与えるものです。

働き方改革関連法は、残業時間の上限規制など労働者にとって有益なものと言われてきています。しかし、現時点では大企業の効率化のため、労働時間が長くなるものも、現時点では大きな効果をもたらすものではないように思います。

例えば残業時間の上限規制は、単月で「一〇〇時間」未満、複数月平均で「八〇時間」未満、とするよう考えられています。しかし、この時間数は過労死の認定基準に相当する時間にすぎません。また、前日の終業時刻と翌日の始業時刻との間に一定時間の休息を確保するための「勤務間

ンターバル規制」を設けることになりました。しかし、終業時刻と始業時刻との間に設定される休息時間は「一一時間」となりますが、朝九時から働き始めた場合、翌日の始業時間である朝九時までに「一一時間」の休息時間を

確保するのであれば、夜の二時まで働かせることも可能になるのですから、この規制も効果的とは言えません。

立命館大学法学部 佐藤 敬二

新版大学教職員のための 権利ハンドブック

京滋地区私立大学教職員組合連合・編
京都私立大学教職員組合連絡協議会

日本大学教職員のための
権利ハンドブック

ASW 154頁 本体 2,000円+税

京滋地区私立大学教職員組合連合

これまで労働者を保護する方向での法改正を行なう際には、「小さく生んで大きく育てる」ということが言わされてきましたが、大きく育つまでにはかなりの時間をする場合もあります。

例えば一九八五年に成立した「男女雇用機会均等法」は、その当時から男女間の格差をもたらす大きな要因として「コース別雇用管理」の問題性が指摘されました。「コース別雇用管理」とは、雇用する労働者について、労働者の職種、資格などに基づきコースを設定し、コースごとに異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行なうシステムですが、この制度を規整するための端緒的な条文が必要でした。また、現時点でも端緒的な条文のままであります。つまり、改善せざるを得ない状況で、現時点でも端緒的な制度を継続していくかなければ、本当に有益なものとはなりません。

逆に、不利益なものと言われている「高度プロフェッショナル制度」ですが、現時点では、年収要件を一〇七五万円以上とし、対象業務を証券トレーダーなどと定めています。しかし、経営者は年収要件や対象業務の拡大を求めていますし、厚生労働省による細則やガイドラインを超えた運用が行なわれることも予測できます。

この制度の廃止を求めるとともに、制度を前提としてもその範囲を限定し、制度を超えた運用を許さない監視が必要です。

有益なものと言われているものを本当に効果のあるものとするため、また不利

益なものと言われているものの影響を最小限にくいとめるためには国民的な運動が必要です。「働き方改革関連法」にかかわっては、先に述べたもの以外にも兼業や副業の促進等、いくつも検討するべき課題がありますので、新版『権利ハンドブック』を補充するものが必要だと思っています。

◆新版『権利ハンドブック』の発刊目的

さて、新版『権利ハンドブック』ですが、私がこのような書籍の発行を提案したのは、大学教職員に特有の問題を取り扱った書籍が見当たらなかつたことがあります。二〇年前に発行した旧版の『権利ハンドブック』も含めて、労働法制を大学教職員の現場を例として記述した書籍は何点か出版されています。

しかし、大学教職員は一般の労働者と比較すると、かなり特殊な側面があります。例えば、大学は「学期制」で運営しているため、教員は年休の取得が難しい状況にあります。また、教員の「裁量労働制」導入に関しては、労働法学者の間でも賛否が分かれていますし、「個人研究室」の位置づけも一般企業には見られない問題です。このように大学特有の課題がある中で、それらを適切に解説する書物が求められていますと考へてみました。

これまでなら考えなかつたような「攻撃」をしてくる事例も見受けられます。例えば、団体交渉の開催にあたつて参加人数等の制限を行なおうとする理事

会に対して、組合が人数制限を拒否する姿勢を示すと「組合が団体交渉を拒否している」と一方的な主張を行なう理事会にあたつては、全国で起こっている教職員の権利侵害事件の状況も念頭に置いて内容の整理に努めました。

また、現在の労働法制は一見しただけでは、理解しにくい規定となつていています。例えば残業の割増賃金に関する条文では、二割五分から五割までの間で「命令」に定めるもの」となつていますが、「命令」にすべて委任しているので「命令」を見なければ分からぬのです。さらにはその中身を見ると、ガイドラインを確認すれば分からぬ内容となつてしまふ。つまり、法律の条文だけ見ても内容が分からぬので、命令やガイドライン化という状況もあります。ひと昔前であれば、裁量労働制の導入に関して「反対」派が多数でしたが、最近は組合内でも賛成する声が増えていくように感じます。

さらに、組合側あるいは組合員の多様化という状況もあります。ひと昔前では考えざるをえなくなつていています。これは、専門ヘルス対策や安全衛生の問題を扱い、第三章で非専任教職員の権利、第四章で大学・学部・学科等の再編への対応といった課題を取り上げています。これは、執筆者が現在の大学での組合運動は、これらの課題への取り組みを強化する必要があると考へていることによります。

また、全編を通して読んでいただくと分からりますが、章によつて記述が重なつてゐる箇所がいくつもあります。それをあえて整理しなかつたのは、実践的に新版『権利ハンドブック』を活用していただければ良いと考へたからです。

労働法の教科書には掲載されていない基本的な問題点を指摘するとともに、仮に裁量労働制を導入する場合には留意す

るべき点を挙げるなど、記述内容を工夫するようにしました。

◆実践的な章立て構成

新版『権利ハンドブック』は上のような現状への対応だけでなく、執筆者からのメッセージもいろいろと込めているつもりでいます。例えば、目次をご覧いただくと、かなりユニークな構成になつていることがわかります。労働法の教科書は、労働契約、賃金、労働時間・休息、就業規則といった労基法に規定されている順番で構成されており、最後にパートや派遣労働者など非正規雇用の問題を載しているのが一般的です。

しかし、新版『権利ハンドブック』は、第一章の総論に続いて、第二章ではメンタルヘルス対策や安全衛生の問題を扱い、第三章で非専任教職員の権利、第四章で大学・学部・学科等の再編への対応といった課題を取り上げています。これは、執筆者が現在の大学での組合運動は、これらの課題への取り組みを強化する必要があると考へていることによります。

また、全編を通して読んでいただくと分からりますが、章によつて記述が重なつてゐる箇所がいくつもあります。それをあえて整理しなかつたのは、実践的に新版『権利ハンドブック』を活用していただけば良いと考へたからです。

労働法の教科書には掲載されていない基本的な問題点を指摘するとともに、仮に裁量労働制を導入する場合には留意す

われたことをめぐって争われた裁判例を挙げています。一般的には、就労請求権を裁判所はなかなか認めない傾向にあります。ですが、研究や教育を「学問の自由」と結び付けて、それを特有の価値として就労請求権を認めた判決があります。

また、個人研究室を追い出された教員に対して、「学問の自由」との関係で個人研究室の必要性を認める判決もあります。事件を担当された弁護士の方の相当な努力が、このような貴重な判決を導き出すに至ったと思いますが、「学問の自由」と結びつけてこのような判決が出ていることの意義をより広げていく必要があると考えています。

ハラスメントの問題では、大学のハラスメント防止委員会等へ申し立てられる事案として、「ハワハラ」や「アカハラ」が増えていることを踏まえ、それらへの言及に比重を移しています。加えて、「性的少数者」への対応が大学の場でもっと進められなければならないと考え、言及しています。「L G B T」の言葉は広く知られるようになっていますが、「L G B T」は「性的指向」の、「T」は「性自認」の、いわば代表的な例を挙げただけとも言えます。実際にはもっと多様ですし、重複していることもあります。

最近「クイア（Q u e e r）」という言葉がよく使われるようになりました。日本語に翻訳すると「変態」ですが、例えれば男性が女装したり女性用の下着を着用する行為は、従来であれば「変態」とのみ扱われてきましたが、性的役割分担から解放といった側面も有しています。

世間一般の認識として、これらの問題はまだ十分に理解されていないと思われます。大学においても具体的な調査はされていないので、学生全体に占める性的少

数者の割合も不明ですが、当事者は学生生活を送る上で（もちろん教職員の中においても）息苦しさを感じているように思います。身近な事例でいうと、男女どちらも利用できるトイレへの改修など、できるところから取り組みを進めていく必要があります。

◆職場での活用

新版『権利ハンドブック』は、職場でご活用いただければありがたく思います。私自身が思う活用の仕方について最後に触れておきます。

まず、職場の点検をしていただければと思います。例えば、時間外労働の際の割増賃金の算定において、算定基礎となる賃金から必要以上の手当を除外していくため、後に追加支払いを行なった大学の例があります。賃金請求の時効は「二年」ですが、組合の要求もあって、過去にさかのぼって支給されました。こうなると退職者もいて支給が大変です。

また、問題が自覚化されないままになっている権利侵害、あるいは組合が認識は侵害が明確化されればいいとも思います。これを放置していると、それが社会の通常であるとして法改悪につながる危険性もあります。古い例では、違法派遣が横行していたため、それが合法化されてしま

まい、結果として派遣労働が現在の格差社会の大きな要因を形成することになっています。現在の例であれば、課長への残業代不払いが横行していることから、その正当化の議論が高度プロフェッショナル制度導入へとつながっています。気づけば放置せずに、組合に連絡して集団の力で解決を図る、あるいは単一の組合では困難であれば、京滋私大教連として解決を図ることが必要です。

さらに、字数の制限、あるいは問題と

して明確化されていない等ことから、触れていない問題も色々とありますので、

職場でおかしいと思ったことを表面化させたままでほしいと思います。昨年度、学生とブラックバイトをテーマに自主ゼミを行なったのですが、議論する中で、現行労働法理論は正社員に対しては妥当するとしても、アルバイトには妥当しないのではないかということが分かりました。

今後、「働き方改革関連法」が施行されるにあたって、厚労省のガイドライン等が明らかになる中で、現場で求められる課題も出てくると思います。私自身、講演の予定も入っています。新版『権利ハンドブック』にかかる学習会も考えられます。引き続き皆さんと一緒に対応を考えていきたいと思います。

